

テック系起業家支援事業委託業務
委託仕様書

この業務仕様書は、福島県（以下「県」という。）が業務に関する知識・ノウハウを有する に委託して行う「テック系起業家支援事業委託業務」（以下「本業務」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

第1 本業務の趣旨及び概要

本県は、復興・創生に向けて個人事業主から大学発ベンチャーまで様々な人たちが起業しやすい環境の整備を図り、起業が次々と生まれる「スタートアップの地ふくしま」の実現を目指し取り組んできたところである。

その中で新たなチャレンジを行う革新的なビジネスアイデアを用いて、地域経済の活性化や雇用創出の担い手となるスタートアップの起業を促進し、支援していくことは重要な課題である。

本業務では、特に次世代産業や成長産業の集積に貢献しうる成長性の高い起業の促進に向けて、独自の技術を活用して起業した「テック系スタートアップ」を対象に、その支援のための技術相談対応を行うとともに、県内企業、大学、創業支援機関及び公設試験研究機関のネットワークを構築し、県内全域に存在するスタートアップを後押しし、一体的・総合的に支援することを目的とする。

第2 本業務の期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

第3 本業務の内容

1 全般	
(1) 拠点の設置	<ul style="list-style-type: none">本業務の運営の履行に当たり、事業費の範囲内で活動拠点を設置すること。事業の効果的・効率的遂行の観点から、活動拠点を複数設置することを妨げない。営業日及び時間は、月曜日から金曜日まで8時30分～17時15分を原則とする（祝日及び12月29日～1月3日の間は除く）。
(2) 県との調整	<ul style="list-style-type: none">県と随時調整を行い、本業務の総括をする（月1回程度、進捗状況の共有を行うこと）。
(3) 体制整備	<ul style="list-style-type: none">テック系スタートアップ等の相談窓口を設置する。本業務の活動を行うコーディネータ等を雇用する。いずれも予算の範囲内で採用することとし、確実な成果を出すため、人数は3名とする。 <p>(想定)</p> <p>県内外のスタートアップに訪問・面談し、県内企業や適切な支援機関につなぐことができる人材</p> <p>※雇用期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日</p>
(4) 事業計画	<ul style="list-style-type: none">本業務にあたっての事業計画及び活動目標を策定し、必要に応じて見直しを図ること。
(5) 情報発信	<ul style="list-style-type: none">本県が進める施策への理解促進等のため、事業費の範囲内でホ

	ホームページ等によりスタートアップにおける本県の取組を広く発信すること。
2 コーディネータ等の業務	
<p>コーディネータは、テック系スタートアップ等の技術分野の相談窓口となるため、県内企業及び県内外の支援機関等と積極的にネットワークを構築し、県内全域に存在するスタートアップを後押しし、一体的・総合的に支援することを目指す。</p> <p>① テック系スタートアップの相談窓口の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テック系スタートアップの技術分野の相談窓口として、各種技術相談を受け、適宜、公設試験研究機関や創業支援機関等と連携し課題解決の可能性を見出す。 <p>② スタートアップと県内企業等間のマッチング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外のテック系スタートアップと県内企業等をマッチング（成約）すること。 ※マッチング（成約）の定義は、単なる面談に終わらず、その後試作開発や技術導入等が行われたこと。 <p>③ テック系スタートアップ向けセミナーの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テック系スタートアップに関連するテーマを選定し、セミナーを企画・開催すること。（年間3回以上） <p>④ Fターン起業イベント等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏での個別相談会を6回程度開催する（1回3名程度）。実施の際は、県の創業支援機関等の専門家を派遣・連携すること。また開催にあたっては、専用のホームページやSNS等を活用し、広く広報すること。 ・首都圏において、Fターン起業成功者の体験談の紹介やワークショップ等によるフックイベントを企画・開催する（1回以上）。 <p>⑤ ネットワーク構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の創業支援機関、公設試験研究機関のネットワークを積極的に構築すること。必要に応じて、関係する協会や協議会の会員活動に参加すること。 ・首都圏等の創業支援機関・施設のネットワークを積極的に構築すること。 ・相談のあったテック系スタートアップ等のネットワーク形成（メーリングリスト、Slack活用等）を行うこと。 <p>⑥ 県の創業支援事業への協力及び参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の創業支援事業（起業・新事業創出支援事業）や移住促進事業（ふくしま若者Uターン促進プロジェクト事業等）のセミナー講師や技術相談等の協力を行うこと。 ・県の創業支援事業（起業・新事業創出支援事業等）へ参加し、テック系スタートアップのシーズ発掘を行うこと。 <p>⑦ 日報作成及び各訪問記録の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日報を作成すること。 ・大学及び企業等の訪問記録を作成し、データベース化すること。 	
3 月次報告書の作成	
<ul style="list-style-type: none"> ・月次報告書を作成し、翌月に提出すること。なお、契約最終月の報告書は委託業務完了日まで提出すること。 	
4 実績報告書の作成	
<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の完了後、実績報告書を作成すること。 	
5 上記の他、テック系スタートアップの育成・集積の促進に必要な業務	
<ul style="list-style-type: none"> ・その内容については、県との協議の上で決定すること。 	

第4 契約に関する条件等

- (1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。
- (2) 国・県等の関係機関からの検査がある場合には協力すること。

第5 関係書類の整備

委託費については、その内容を明らかにするため、委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を5年間保存すること。